

判定料金

1 判定料金は次の①及び②に定める額とする。

① 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「省令」という。）第1条第1項第1号の建築物（以下「非住宅部分」という。）に係る判定料金

(1) 財団が実施する判定の業務に係る料金は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出1件につき、次の(a)、(b)及び(c)に掲げる用途（省令第10条第1号イの用途をいう。）の区分及び計算方法（省令第1条第1項第1号イ（以下標準入力法という。）、省令第1条第1項第1号ロ（以下モデル建物法という。）の別に応じ、それぞれ当該(a)、(b)及び(c)に定める額とする。ただし、計算対象設備を有しない建築物の場合は、55,000 円／件とする。なお、判定料金等には消費税を含むものとする。

(a)ホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途

単位（円）／件

対象床面積の合計	当財団の建築確認 ^注 と併せて行う場合		省エネ適合性判定のみを行う場合	
	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等
1,000 ㎡以内のもの	N×240,000	440,000	N×264,000	484,000
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	N×290,000	500,000	N×319,000	550,000
2,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの	N×330,000	580,000	N×363,000	638,000
5,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの	N×400,000	680,000	N×440,000	748,000
10,000 ㎡を超え、20,000 ㎡以内のもの	N×490,000	810,000	N×539,000	891,000
20,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの	N×630,000	1,110,000	N×693,000	1,210,000
50,000 ㎡を超え、100,000 ㎡以内のもの	N×810,000	1,570,000	N×891,000	1,727,000
100,000 ㎡を超え、200,000 ㎡以内のもの	N×1,000,000	2,100,000	N×1,100,000	2,310,000
200,000 ㎡を超え、300,000 ㎡以内のもの	N×1,310,000	2,830,000	N×1,441,000	3,113,000
300,000 ㎡を超え、500,000 ㎡以内のもの	N×1,580,000	3,460,000	N×1,738,000	3,806,000
500,000 ㎡を超えるもの	N×1,790,000	3,990,000	N×1,969,000	4,389,000
N：適用したモデル建物の数に応じ次の表に定める数値を乗ずる。以下(b)、(2)において同じ。				
モデル建物の数	1	2 [※]	3 [※]	4以上 [※]
N	1.0	1.3	1.4	1.5

※ 工場モデルを除く。

注「建築確認」には計画通知を含む。以下同じ。

(b)事務所等、百貨店等、学校等、飲食店等及びこれらを含む複合用途 ((a)に掲げる用途を除く。)

単位 (円) / 件

対象床面積の合計	当財団の建築確認と併せて 行う場合		省エネ適合性判定のみを 行う場合	
	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等
1,000 m ² 以内のもの	N×180,000	320,000	N×198,000	352,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	N×210,000	370,000	N×231,000	407,000
2,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	N×230,000	400,000	N×253,000	440,000
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	N×300,000	460,000	N×330,000	506,000
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	N×370,000	560,000	N×407,000	616,000
20,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	N×490,000	750,000	N×539,000	825,000
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	N×600,000	1,100,000	N×660,000	1,210,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	N×770,000	1,420,000	N×847,000	1,562,000
200,000 m ² を超え、300,000 m ² 以内のもの	N×940,000	1,890,000	N×1,034,000	2,079,000
300,000 m ² を超え、500,000 m ² 以内のもの	N×1,100,000	2,410,000	N×1,210,000	2,651,000
500,000 m ² を超えるもの	N×1,260,000	2,940,000	N×1,386,000	3,234,000

(c)工場等これらを含む複合用途 ((a)又は(b)に掲げる用途を除く。)

単位 (円) / 件

対象床面積の合計	当財団の建築確認と併せて 行う場合		省エネ適合性判定のみを 行う場合	
	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等
1,000 m ² 以内のもの	140,000	240,000	154,000	264,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	160,000	290,000	176,000	319,000
2,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	190,000	330,000	209,000	363,000
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	220,000	400,000	242,000	440,000
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	290,000	460,000	319,000	506,000
20,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	370,000	630,000	407,000	693,000
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	470,000	900,000	517,000	990,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	590,000	1,230,000	649,000	1,353,000
200,000 m ² を超え、300,000 m ² 以内のもの	720,000	1,720,000	792,000	1,892,000
300,000 m ² を超え、500,000 m ² 以内のもの	870,000	2,180,000	957,000	2,398,000
500,000 m ² を超えるもの	1,000,000	2,850,000	1,100,000	3,135,000

- (2) 既に財団から適合判定通知書が交付された計画について、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする場合（軽微変更該当証明書の交付を求めようとする場合を含む。以下同じ。）に係る判定料金は、(1)に規定する額の70%の額とする。ただし、次の(a)、(b)又は(c)に該当する場合に係る判定料金は(1)に規定する額とする。
- (a) 直前の適合判定通知書を財団以外の者が交付した建築物
 - (b) 計算方法が変更された建築物
 - (c) (1)のただし書きが適用された建築物について、その後、計算対象設備が追加された場合

また、施工中の建築物に増床をする変更の場合で、当該増床をする部分のみの変更に係る判定料金は、当該増床をする部分の対象床面積の合計により(1)に規定する額とする。

② 省令第1条第1項第2号の建築物（以下「住宅部分」という。）に係る判定料金

- (1) 財団が実施する判定の業務に係る料金は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出1件につき、次の(d)の額とする。ただし、共用部分のみの増築又は改築で当該部分の計算を省略する場合又は計算対象部分がない場合は、55,000円とする。なお、判定料金等には消費税を含むものとする。

(d) 住宅部分

単位（円）／件

(d-1) 当財団の建築確認と併せて行う場合

判定対象		判定料金
a) 住戸		132,000+M×3,300円
b) 共用部分	共用部分の対象床面積の合計	
	500㎡以内のもの	132,000円
	500㎡を超え、2000㎡以内のもの	176,000円
	2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	275,000円
	5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	462,000円
	10,000㎡を超えるもの	660,000円
c) 住戸及び共用部分		a) 住戸 + b) 共用部分

※M：判定対象住戸数を示すものとする。（以下同じ）

(d-2) 省エネ適合性判定のみを行う場合

判定対象		判定料金
a) 住戸		145,200+M×3,630円
b) 共用部分	共用部分の対象床面積の合計	
	500㎡以内のもの	145,000円
	500㎡を超え、2000㎡以内のもの	193,600円
	2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	302,500円
	5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	508,200円
	10,000㎡を超えるもの	726,000円
c) 住戸及び共用部分		a) 住戸 + b) 共用部分

- (2) 財団で行った住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に定める住宅性能評価の審査の結果（評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号第5）温熱環境・エネルギー消費量に関すること（5-1 断熱等性能等級及び5-2 一次エネルギー消費量等級）の設計住宅性能評価の審査の結果）又は住宅品質確保法第6条の2第1項に定める長期使用構造等であることの確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用する場合（当該評価の変更の審査の結果又は当該確認の変更の審査の結果を利用する場合を含む。）、(1)の額にかかわらず、次の額とする。

11,000+M×1,100円

(3) 既に財団から適合判定通知書が交付された計画について、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出をしようとする場合（軽微変更該当証明書の交付を求めようとする場合を含む。以下同じ。）に係る判定料金は、(1)に規定する額の70%の額とする。（(2)でいう評価の結果を利用する場合は(2)で定める額を適用する。）ただし、次の(a)又は(b)に該当する場合に係る判定料金は(1)に規定する額とする。

(a) 直前の適合判定通知書を財団以外の者が交付した住宅

(b) 省令第1条第1項第2号の基準に定める評価方法が変更された住宅（同号イ(2)及びロ(2)の基準（仕様基準）のみで評価する住宅を除き、共用部分を新たに評価した住宅を含む。）

2 その他

(1) 複合建築物（非住宅部分と住宅部分を有する建築物）の場合は、①非住宅部分に係る判定料金により算定した額に、②住宅部分に係る判定料金に規定した額を加算した額とする。

(2) 省令第1条第1項及び第10条に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を利用した場合は別途見積とする。

(3) 増築又は改築の場合は、増築又は改築に係る部分の用途、対象床面積の合計、計算方法、住戸の数の別により額を算出する。

(参考) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イの用途

(a)	ホテル等	ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	病院等	病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	集会所等	図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの 体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場 又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの 映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギー使用の状況に関してこれらに類するもの
(b)	事務所等	事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	百貨店等	百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	学校等	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
(c)	工場等	工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの



一般財団法人**日本建築センター**
The Building Center of Japan

本部（省エネ審査課）TEL 03-5283-0480

✉ shoene@bcj.or.jp

大阪事務所

TEL 06-6264-7731

✉ bcjos@bcj.or.jp